

株 主 各 位

名古屋市中区東桜二丁目18番31号  
リゾートトラスト株式会社  
代表取締役社長 伊藤 勝 康

## 第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（議決権行使書）により議決権を行使されます場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）により議決権を行使されます場合】

パソコンまたは携帯電話から議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載しております「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、お手続きに際し、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（56頁）を必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市西区樋の口町3番19号  
ウェスティンナゴヤキャッスル 2階 「天守の間」

開催場所は昨年同様となります。一昨年までの開催場所とは異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申し上げます。

3. 目的事項  
報告事項

1. 第44期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第44期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

## 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）13名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第4号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金贈呈の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- ① 書面（議決権行使書）により議決権を複数回行使されました場合は、最後に到着したものを有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。
- ② 電磁的方法（インターネット）により議決権を複数回行使されました場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。
- ③ 電磁的方法（インターネット）と書面（議決権行使書）の両方で議決権を重複行使されました場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権の行使を有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。

以上

- 
- ◎ 受付開始時刻は、午前9時15分でございます。また、開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 代理人により議決権を行使されます場合は、当社の議決権を有する株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面（委任状）のご提出が必要となりますのでご了承ください。
  - ◎ 株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご了承ください。
  - ◎ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.resorttrust.co.jp/ir/stock/meeting/>）に掲載していますので、本冊子には、記載していません。会計監査人、監査等委員会が監査した連結計算書類、計算書類は、本冊子に記載の各書類のほか、上記ホームページに掲載している連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表となります。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.resorttrust.co.jp/ir/stock/meeting/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。
  - ◎ 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後にインターネット上の当社ホームページ（<http://www.resorttrust.co.jp/ir/stock/meeting/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。
  - ◎ 株主総会にご出席の株主には、受付時に粗品を進呈いたします。なお、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主1名につき1個限りとさせていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及びその成果

## ① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境に改善が見られる一方で、個人消費の停滞感が続くなか、中国市場の成長鈍化や英国のEU離脱問題、米国の政権交代による経済環境への影響など、先行き不透明な状況で推移しました。

こうした中、当社グループの状況は、平成29年3月に「エクシブ湯河原離宮」が開業し、これまで繰延べられてきた不動産収益を一括計上いたしました。その一方で、平成28年8月に、新たに完全会員制リゾートホテル「ラグーナベイコート倶楽部」の会員権販売を開始しましたが、前年同期は平成27年6月に販売開始した「芦屋ベイコート倶楽部」の新規発売の著しい効果があり、一時的に契約高が増大したのに対し、当期はその効果が一巡し、会員権の販売量が減少したこと、また、新規開業に係る費用が増加したことなどの減益要因がありました。CSR活動においては、性別や障がいの有無に関らず、多様な人材の活躍を目指す「ダイバーシティ」推進のほか、平成28年6月に子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定「くるみん」を取得、同月、当社の「環境レポート」をリリース、平成29年2月には優良な健康経営を実践する法人として「健康経営優良法人2017～ホワイト500～」に選定されました。

このような状況下、当社グループの当連結会計年度の状況は、売上高143,541百万円(前期比0.9%増)、営業利益13,514百万円(同27.5%減)、経常利益14,806百万円(同23.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益11,010百万円(同15.6%減)となりました。

## ② 事業別概況

## 企業集団の事業セグメント別売上状況

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		前期比増減率
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
会 員 権 事 業	46,282	32.5%	42,530	29.6%	△8.1%
ホテルレストラン等事業	72,817	51.2	74,193	51.7	1.9
メ デ ィ カ ル 事 業	21,806	15.3	25,702	17.9	17.9
そ の 他	1,344	1.0	1,114	0.8	△17.1
合 計	142,249	100.0	143,541	100.0	0.9

(注) 上記は外部顧客に対する売上高を記載しております。

#### <会員権事業>

会員権事業におきましては、平成29年3月に「エクシブ湯河原離宮」が開業し、これまで繰延べられてきた不動産収益を一括計上いたしました。一方で、平成28年8月に、新たに完全会員制リゾートホテル「ラグーナベイコート倶楽部」（愛知県蒲郡市）の会員権販売を開始しましたが、前年同期には平成27年6月に販売開始したベイコート倶楽部シリーズの第2弾「芦屋ベイコート倶楽部」の新規発売の効果があつたのに対し、効果が一巡し、会員権の販売量が減少したこと、新規開業関連費用が増加したことなどにより、会員権事業全体として売上高42,530百万円（前期比8.1%減）、営業利益6,988百万円（同29.4%減）となりました。

#### <ホテルレストラン等事業>

ホテルレストラン等事業におきましては、平成28年3月に開業した「エクシブ鳥羽別邸」が通期稼働し売上拡大に寄与した一方で、台風等天候不順が多かったこと、新規開業に備えた人員体制強化に伴う人件費や営繕費等の費用が増加したことなどにより、ホテルレストラン等事業全体として売上高74,193百万円（前期比1.9%増）、営業利益3,010百万円（同34.1%減）となりました。

#### <メディカル事業>

メディカル事業におきましては、医療施設経営に対するコンサルティングを行う(株)厚生を連結の範囲に含めたことに加え、シニアライフ事業の拡大により売上高が増加したこと、会員数の増加に伴い年会費収入が増加した一方で、検診サービス充実に伴う費用の増加などにより、メディカル事業全体として売上高25,702百万円（前期比17.9%増）、営業利益3,011百万円（同17.0%減）となりました。

#### <その他>

その他におきましては、連結子会社であるアール・ティー開発(株)において当社グループへの賃貸割合が増加したことに伴い、オフィスビルの賃貸料収入が減少したこと、賃貸不動産を一部売却したことなどにより、その他全体として売上高1,114百万円（前期比17.1%減）、営業利益503百万円（同7.8%減）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資については、会員制リゾートホテル建設など生産設備の増強、既存施設の修繕などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は14,409百万円であります。その主なものは既存施設の修繕やシステム投資のほか、ホテルレストラン等事業において「エクシブ湯河原離宮」を開業したことなどに伴う有形・無形固定資産の取得によるものであります。なお、これらの設備投資に必要な資金は自己資金及び借入金等によって賅っております。

## (3) 対処すべき課題

わが国における今後の経済情勢につきましては、企業の収益環境の改善が持続し、緩やかな景気回復が期待されます。また、個人消費が伸び悩む中、一部では回復の兆しが見られており、今後も消費者マインドが底堅く推移するものと予想されます。

余暇関連産業・市場の動向においては、訪日外国人旅行者の客数の増勢に鈍化が見られ、消費額も減少傾向にあります。引き続き、アジア新興国の経済発展と所得拡大が続くこと、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた国内のインフラ整備などが進むことなどから、インバウンド需要、国内旅行需要ともに高水準で推移すると考えられます。その一方で、特にホテル業、飲食サービス業における人手不足感は極めて高く、人材の確保、人材の育成に加え、設備の合理化や省力化への投資が一層進むことが予想されます。

このような環境に即し、当社グループは、「働き方改革」と「一流のブランドへの挑戦」をテーマに、社員がイキイキと働く喜びと、生産性を上げる楽しさを感じ、それが収入に繋がる好循環の環境づくりと、グループが提供する商品、サービスのシナジーを最大限に発揮して、お客様から真に必要とされ、生涯お付き合いいただけるグループとして、お客様の信頼を獲得できるよう、さらにブランド力を高めてまいります。そして、お客様の人生に寄り添いながら、しなやかな生き方に貢献し続けられるよう、「環境・社会・ガバナンス」において社会的責任を果たし、持続的な成長を目指した経営を続けてまいります。株主の皆様には、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 41 期 (平成25年度)	第 42 期 (平成26年度)	第 43 期 (平成27年度)	第 44 期 当連結会計年度 (平成28年度)
売 上 高 (百万円)	116,824	120,401	142,249	143,541
経 常 利 益 (百万円)	16,830	20,206	19,439	14,806
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	8,733	11,851	13,044	11,010
1株当たり当期純利益 (円)	89.71	120.30	123.34	103.40
総 資 産 (百万円)	300,774	390,832	407,430	421,606
純 資 産 (百万円)	81,395	104,769	112,515	118,379

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式数の計算において控除した自己株式数には、E S O P「株式給付信託(従業員持株会発展型プラン・株式給付型プラン・業績連動型プラン)」及び株式給付信託(B B T)導入において設定した、資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)所有の当社株式1,855,668株を含めております。
2. 当社は平成26年1月1日付をもって平成25年12月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって株式の分割を実施いたしました。
3. 第41期は、「エクシブ鳥羽別邸」の会員権を販売開始し、さらに増税前の需要拡大の影響もあり、メディカル会員権やホテル会員権の販売が好調に推移したほか、サンメンバーズリゾート施設「リゾートピア箱根」のリニューアルオープン及びホテルトラスティア施設目となる「ホテルトラスティ金沢 香林坊」の新規開業などにより売上高、各利益とも増収増益となりました。
4. 第42期は、米国ハワイ州の高級リゾート「ザ・カハラ・ホテル&リゾート」を取得し、海外事業展開をしたことに伴い、取得関連費用がかかったほか、未開業ホテルのホテル会員権収益の一部が開業まで繰延べられる一方で、メディカル事業の拡大や為替差益を計上したことなどにより、売上高、各利益とも過去最高を更新し、増収増益となりました。
5. 第43期は、「芦屋ベイコート倶楽部」などのホテル会員権の販売が好調に推移したことに加え、平成27年11月に「エクシブ六甲サンクチュアリ・ヴィラ」の販売を開始し、平成27年12月に総合メディカルサポート倶楽部「グランドハイメディック倶楽部」の新拠点「ハイメディック東京ベイ」にて検診を開始しました。さらに、平成28年3月に「エクシブ鳥羽別邸」が開業したことに伴い、不動産売上及び収益が計上され、増収増益となりました。
6. 第44期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 41 期 (平成25年度)	第 42 期 (平成26年度)	第 43 期 (平成27年度)	第44期(当期) (平成28年度)
売 上 高 (百万円)	94,937	95,030	108,270	106,462
経 常 利 益 (百万円)	11,275	15,257	14,120	9,574
当 期 純 利 益 (百万円)	5,337	9,799	11,615	7,491
1株当たり当期純利益 (円)	54.82	99.48	109.82	70.34
総 資 産 (百万円)	241,903	325,205	337,313	351,769
純 資 産 (百万円)	59,823	80,502	87,543	91,090

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式数の計算において控除した自己株式数には、E S O P「株式給付信託(従業員持株会発展型プラン・株式給付型プラン・業績連動型プラン)」及び株式給付信託(B B T)導入において設定した、資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)所有の当社株式1,855,668株を含めております。
2. 当社は平成26年1月1日付をもって平成25年12月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって株式の分割を実施いたしました。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)		主要な事業内容
(株) ハイメディック	300百万円	100.0		メディカルクラブの開発及び運営
アール・ティー開発(株)	100百万円	100.0		不動産の売買、賃貸及びその管理
リゾートトラストゴルフ事業(株)	100百万円	100.0		ゴルフ場及び宿泊施設の経営
(株) コンプレックス・ビズ・インターナショナル	50百万円	100.0		ヘアアクセサリ等の製造販売
トラストガーデン(株)	50百万円	100.0		介護サービス事業
R T C C (株)	50百万円	100.0		旅行業法に基づく旅行業務
ジャストファイナンス(株)	10百万円	100.0		金銭の貸付及び金銭貸借の媒介
(株) ジェス	10百万円	100.0		建物及び各種付帯設備の清掃
アール・エフ・エス(株)	10百万円	100.0		経理、総務等の事務請負
トラストグレイス(株)	100百万円	95.0		高齢者向け住宅の管理運営及び介護サービス事業
RESORTTRUST HAWAII, LLC	200,000 千ドル	100.0		ホテルの経営
(株) 関西ゴルフ倶楽部	100百万円	100.0	(100.0)	ゴルフ場及びゴルフ練習場の経営
(株) アドバンスト・メディカル・ケア	100百万円	100.0	(100.0)	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング
(株) サンホテルエージェント	10百万円	100.0	(100.0)	損害保険等の代理業務
(株) 東京ミッドタウンメディスン	100百万円	66.5	(66.5)	医療施設経営のコンサルティング
(株) C I C S	432百万円	51.1	(51.1)	医療機器・研究用機器の開発、製造、販売
(株) i M e d i c a l	450百万円	51.0	(51.0)	医療関連システム開発及び支援業務
セントメディカル・アソシエイツ(同)	9百万円	51.0	(51.0)	遠隔医療に関する診断システム開発、設計及び販売
(株) H & O メディカル	100百万円	50.0	(50.0)	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング
(株) 厚生	50百万円	50.0	(50.0)	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング

- (注) 1. 当社の議決権比率欄の(内書)は間接所有を表しております。  
 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。  
 3. ジャストファイナンス(株)とベストクレジット(株)は、平成28年4月1日付でジャストファイナンス(株)を存続会社として合併し、ベストクレジット(株)は、解散しております。  
 4. (株)厚生は、平成28年4月1日付で(株)H&Oメディカルの子会社となりました。

5. (株)CICS及び(株)iMedicalは、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

6. セントメディカル・アソシエイツ(同)は、平成29年3月24日付で(株)iMedicalの子会社となりました。

③ 企業結合の成果

連結子会社は20社であります。当連結会計年度の売上高は143,541百万円（前期比0.9%増）となりました。また、営業利益は13,514百万円（同27.5%減）、経常利益は14,806百万円（同23.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は11,010百万円(同15.6%減) となりました。

(6) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

会員権事業	ホテル・ゴルフ等会員権の販売、ゴルフ場の建設・経営及びホテル・ゴルフ等会員権購入者を対象とした金銭の貸与
ホテルレストラン等事業	ホテル・レストラン等の運営、ホテルの清掃、会員サービス（ワンダーネット事業の売上高、名義変更料、旅行部門の売上高、通販売上、会員制ホテルの交換利用における手数料収入）、損害保険代理業、ヘアアクセサリ等の製造・販売及びトータルビューティー事業
メディカル事業	メディカル会員権の販売、その管理及びメディカル会員権購入者を対象とした金銭の貸与、医療施設の設立及び運営・経営コンサルティング事業、医療設備賃貸業、介護サービス事業、高齢者向け住宅の管理運営、医療機器・研究用機器の開発及び製造・販売、医療関連システム開発及び支援業務、遠隔医療に関する診断システム開発及び設計・販売
その他	不動産の賃貸、別荘管理等

## (7) 主要な事業所 (平成29年3月31日現在)

### ① 当社の事業所

事 務 所	住 所
名 古 屋 本 社	愛知県名古屋市中区東桜2-18-31
東 京 本 社	東京都渋谷区代々木4-36-19 リゾートトラスト東京ビル
大 阪 支 社	大阪府大阪市北区西天満4-14-3 リゾートトラスト御堂筋ビル
横 浜 支 社	神奈川県横浜市港北区新横浜3-19-1 LIVMOライジングビル

施 設	住 所
1. 東京ベイコート倶楽部	東京都江東区有明3-1-15
2. エクシブ鳥羽	三重県鳥羽市安楽島町字二エ212-1
3. エクシブ伊豆	静岡県伊東市富戸1317-5243
4. エクシブ白浜	和歌山県西牟婁郡白浜町才野字西山1670-76
5. エクシブ軽井沢	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字東かじか沢23-1
6. エクシブ鳥羽アネックス	三重県鳥羽市安楽島町字二地169-2
7. エクシブ淡路島	兵庫県洲本市小路谷字古茂江1275-3
8. エクシブ山中湖	山梨県南都留郡山中湖村平野562-12
9. エクシブ白浜アネックス	和歌山県西牟婁郡白浜町才野字西山1670-44
10. エクシブ琵琶湖	滋賀県米原市磯1477-2
11. エクシブ蓼科	長野県茅野市蓼科高原北山4035
12. エクシブ鳴門	徳島県鳴門市北灘町折野字上三津167-3
13. エクシブ初島クラブ	静岡県熱海市初島800
14. エクシブ鳴門サンクチュアリ・ヴィラ	徳島県鳴門市北灘町折野字上三津110-2
15. エクシブ浜名湖	静岡県浜松市西区村櫛町字志津ノ前4620
16. エクシブ軽井沢サンクチュアリ・ヴィラ	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字東かじか沢25
17. エクシブ那須白河	福島県西白河郡西郷村大字熊倉字雀子山3
18. エクシブ鳴門サンクチュアリ・ヴィラ ドゥーエ	徳島県鳴門市北灘町折野字上三津105-2
19. エクシブ京都 八瀬離宮	京都府京都市左京区八瀬野瀬町74-1
20. エクシブ山中湖サンクチュアリ・ヴィラ	山梨県南都留郡山中湖村平野562-15
21. エクシブ箱根離宮	神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下112-2
22. エクシブ有馬離宮	兵庫県神戸市北区有馬町1661-11
23. エクシブ軽井沢 パセオ	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字東かじか沢21-1
24. エクシブ軽井沢サンクチュアリ・ヴィラ ムセオ	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字反り向97-2

施設	住所
25. エクシブ鳥羽別邸	三重県鳥羽市安楽島町字二エ212-8
26. エクシブ湯河原離宮	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上631-1
27. リゾーピア箱根	神奈川県足柄下郡箱根町強羅1320-1239
28. リゾーピア熱海	静岡県熱海市東海岸町13-93
29. リゾーピア久美浜	京都府京丹後市久美浜町湊宮1302-2
30. リゾーピア別府	大分県別府市堀田7組の1
31. サンメンバーズひるがの	岐阜県郡上市高鷲町ひるがの4670-362
32. サンメンバーズ京都嵯峨	京都府京都市右京区嵯峨広沢南野町27-1
33. サンメンバーズ神戸	兵庫県神戸市中央区熊内町4-13-21
34. サンメンバーズ東京新宿	東京都新宿区西新宿3-5-13
35. サンメンバーズ東京新橋	東京都港区西新橋3-24-5 (レック御成門内)
36. サンメンバーズ名古屋錦	愛知県名古屋市中区錦3-13-30 (サンホテル名古屋内)
37. サンメンバーズ名古屋白川	愛知県名古屋市中区栄2-7-13 (ホテルトラスティ名古屋 白川内)
38. サンメンバーズ大阪梅田	大阪府大阪市北区西天満4-15-18 (プラザ梅新内)
39. サンメンバーズ鹿児島	鹿児島県鹿児島市堀江町19-14 (ホテルサンフレックス鹿児島内)
40. ホテルトラスティ名古屋	愛知県名古屋市中区錦2-11-32
41. ホテルトラスティ名古屋 栄	愛知県名古屋市中区錦3-15-21
42. ホテルトラスティ心斎橋	大阪府大阪市中央区南船場3-3-17
43. ホテルトラスティ東京ベイサイド	東京都江東区有明3-1-15
44. ホテルトラスティ神戸 旧居留地	兵庫県神戸市中央区浪花町63
45. ホテルトラスティ大阪 阿倍野	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-10-300
46. ホテルトラスティ金沢 香林坊	石川県金沢市香林坊1-2-16
47. ホテルトラスティ名古屋 白川	愛知県名古屋市中区栄2-7-13 (ヴィア白川内)

- (注) 1. 「エクシブ湯河原離宮」は、平成29年3月31日に開業いたしました。  
 2. 「ホテルトラスティ名古屋 白川」は、平成28年6月20日に開業いたしました。

② 子会社の事業所

会 社 名	本 社 住 所
(株) ハ イ メ デ ィ ッ ク	東京都渋谷区代々木4-36-19
アール・ティール開発(株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
リゾートトラストゴルフ事業(株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
(株)コンプレックス・ビズ・インターナショナル	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
R T C C (株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
ジャストファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
(株) ジ エ ス	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
アール・エフ・エス(株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
(株) サンホテルエージェンツ	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
トラストガーデン(株)	東京都渋谷区代々木4-36-19
トラストグレイス(株)	兵庫県神戸市灘区土山町16-1
(株) 関西ゴルフ倶楽部	兵庫県三木市吉川町吉安877-1
(株) アドバンスト・メディカル・ケア	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー
(株) 東京ミッドタウンメディスン	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー
(株) i M e d i c a l	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー
(株) C I C S	東京都江東区有明3-5-7
(株) H & O メ デ ィ カ ル	東京都港区六本木4-12-8 第六DMJビル
(株) 厚 生	東京都港区西新橋2-39-3 SVAX西新橋ビル
セントメディカル・アソシエイツ(同)	愛知県名古屋市中区泉1-22-22
RESORTTRUST HAWAII, LLC	USA 5000 Kahala Avenue Honolulu, HI 96816

- (注) 1. ジャストファイナンス(株)とベストクレジット(株)は、平成28年4月1日付でジャストファイナンス(株)を存続会社として合併し、ベストクレジット(株)は、解散しております。
2. (株)厚生は、平成28年4月1日付で(株)H&Oメディカルの子会社となりました。
3. (株)iMedical及び(株)CICSは、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
4. セントメディカル・アソシエイツ(同)は、平成29年3月24日付で(株)iMedicalの子会社となりました。

**(8) 従業員の状況**（平成29年3月31日現在）

## ① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
会 員 権 事 業	796
ホテルレストラン等事業	4,374
メ デ ィ カ ル 事 業	1,092
そ の 他	4
全 社 (共 通)	432
合 計	6,698 (2,856)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
 2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー及び嘱託)の期中平均人数であります。  
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

## ② 当社の従業員の状況

区 分	当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	3,265名	260名 増	36.7歳	8.9年
女 性	1,574	214 増	29.4	5.2
合計または平均	4,839	474 増	34.3	7.7

- (注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向社員(96名)及び臨時従業員(期中平均人数1,892名)は含まれておりません。

**(9) 主要な借入先の状況**

借 入 先	借入金残高
(株) 三 井 住 友 銀 行	18,071 百万円
(株) み ず ほ 銀 行	16,607
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	14,880
(株) 新 生 銀 行	4,170
三 菱 U F J 信 託 銀 行 (株)	2,992

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 108,518,999株 (うち自己株式数 152,362株)  
(3) 株主数 25,742名  
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株) 宝 塚 コ ー ポ レ ー シ ョ ン	13,419,648 株	12.4 %
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口	4,975,600	4.6
日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口	4,609,800	4.3
サ ッ ポ ロ ビ ー ル (株)	3,351,760	3.1
伊 藤 興 朗	2,922,616	2.7
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口9	2,172,500	2.0
(株) ジ ー ア イ	1,921,976	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口4	1,907,500	1.8
資産管理サービス信託銀行(株)信託E口	1,738,900	1.6
住友生命保険相互会社	1,555,200	1.4

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
2. 当社は、自己株式 152,362株を保有しております。  
自己株式には、E S O P 「株式給付信託 (従業員持株会発展型プラン・株式給付型プラン・業績連動型プラン)」及び株式給付信託 (B B T) 導入において設定した、資産管理サービス信託銀行(株) (信託E口) 所有の当社株式1,738,900株を含んでおりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 職務執行の対価として発行した新株予約権の概要（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度の末日において当社役員が保有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (3) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (4) その他新株予約権に関する重要な事項

平成26年11月13日開催の取締役会決議に基づき発行した「2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の当事業年度末日における概要

発行決議の日	平成26年11月13日
新株予約権の数	3,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記の転換価額で除した数。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の発行価額	無償
転換価額	3,343円
行使期間	平成26年12月15日から平成33年11月17日
新株予約権付社債の残高	30,200百万円

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当
代表取締役会長	伊 藤 與 朗	CEO（最高経営責任者）
代表取締役社長	伊 藤 勝 康	COO（最高執行責任者）
取締役副社長	江 幡 幸 久	業務部門管掌兼CCO（コンプライアンス総責任者）兼経営企画部管掌
取締役副社長	河 崎 信 彦	ホテルレストラン本部長
取締役副社長	伏 見 有 貴	メディカル本部長
専務取締役	伊 藤 正 昭	開発部門管掌
専務取締役	新 谷 敦 之	会員制本部長兼東京支社長
専務取締役	内 山 敏 彦	料理飲料部門管掌
常務取締役	井 内 克 之	業務部門副管掌
常務取締役	高 木 直	会員制本部副本部長兼名古屋支社長
取締役	川 口 眞 弘	会員制本部横浜支社長
取締役	荻 野 重 利	ホテルレストラン本部副本部長
取締役（監査等委員）	林 戸 里 巳	
取締役（監査等委員）	谷 口 嘉 孝	
取締役（監査等委員）	相 羽 洋 一	
取締役（監査等委員）	赤 堀 聰	
取締役（監査等委員）	中 谷 敏 久	

- (注) 1. 取締役のうち谷口嘉孝氏、相羽洋一氏、赤堀聰氏及び中谷敏久氏は、会社法第2条第15号の社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員として林戸里巳氏及び谷口嘉孝氏を選定しております。
3. 監査等委員 相羽洋一氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、企業経営を統治する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員 赤堀聰氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員 中谷敏久氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役（監査等委員） 谷口嘉孝氏、赤堀聰氏及び中谷敏久氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	摘要
取締役	伊藤 與 朗	(株)宝塚コーポレーション	代表取締役社長	不動産賃貸業
		(株)ハイメディック	代表取締役会長	メディカルクラブの開発及び運営
	伊藤 勝 康	(株)ハイメディック	代表取締役社長	メディカルクラブの開発及び運営
		(株)アドバンスト・メディカル・ケア	代表取締役CEO	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング
		トラストグレイス(株)	代表取締役会長	高齢者向け住宅の管理運営及び介護サービス事業
		リゾートトラストゴルフ事業(株)	代表取締役社長	ゴルフ場及び宿泊施設の経営
	江 幡 幸 久	アール・エフ・エス(株)	代表取締役社長	経理、総務等の事務請負
		ジャストファイナンス(株)	代表取締役社長	金銭の貸付及び金銭貸借の媒介
		(株)ハイメディック	監 査 役	メディカルクラブの開発及び運営
		リゾートトラストゴルフ事業(株)	監 査 役	ゴルフ場及び宿泊施設の経営
		(株)アドバンスト・メディカル・ケア	監 査 役	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング
		(株)東京ミッドタウンメディスン	監 査 役	医療施設経営のコンサルティング
		(株) i M e d i c a l	監 査 役	医療関連システム開発及び支援業務
		(株) C I C S	監 査 役	医療機器・研究用機器の開発、製造、販売
		トラストガーデン(株)	監 査 役	介護サービス事業
		トラストグレイス(株)	監 査 役	高齢者向け住宅の管理運営及び介護サービス事業
	河 崎 信 彦	(株)コンプレックス・ビズ・インターナショナル	代表取締役社長	ヘアアクセサリ等の製造販売
		RESORTTRUST HAWAII, LLC	代 表 者	ホテルの経営
	伏 見 有 貴	(株)ハイメディック	代 表 取 締 役	メディカルクラブの開発及び運営
		(株)東京ミッドタウンメディスン	代 表 取 締 役	医療施設経営のコンサルティング
トラストガーデン(株)		代表取締役社長	介護サービス事業	
トラストグレイス(株)		代表取締役社長	高齢者向け住宅の管理運営及び介護サービス事業	
(株) C I C S		代 表 取 締 役	医療機器・研究用機器の開発、製造、販売	
取締役 (監査等委員)	相 羽 洋 一	しるべ総合法律事務所	代表パートナー	
			弁 護 士	
	赤 堀 聰	赤堀聰税理士事務所	所 長	
中 谷 敏 久	監査法人マーキュリー	代 表 社 員		
		公 認 会 計 士		

(注) 1. 取締役 伊藤與朗氏は、平成28年6月24日付で(株)ハイメディックの代表取締役会長に就任しております。

- 取締役 伊藤勝康氏は、平成28年5月24日付でリゾートトラストゴルフ事業(株)の代表取締役社長に就任しております。
- 取締役 江幡幸久氏は、当社連結子会社であったベストクレジット(株)の代表取締役社長を兼職しておりましたが、平成28年4月1日付で同社がジャストファイナンス(株)に吸収合併されたことに伴い、同氏は同社代表取締役社長を退任しております。

### (3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役 (監査等委員を除く)	13名	776百万円	平成27年6月26日開催の定時株主総会において年額1,200百万円以内と決議いただいております。
取締役(監査等委員) ( )内 社外取締役	5名 (4名)	37百万円 ( 27百万円)	平成27年6月26日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
合計	18名	814百万円	

- (注) 1. 上記の金額には当事業年度の役員退職慰労引当金及び役員退職慰労金として費用処理した508百万円(取締役(監査等委員を除く)13名に対し507百万円、取締役(監査等委員)2名に対し0百万円(うち社外取締役1名に対し0百万円))は含まれておりません。
2. 平成28年6月29日開催の第43回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。  
 退任取締役 1名 552百万円  
 なお、役員退職慰労金の支払いに当たりましては、代表取締役2名及び監査等委員である独立社外取締役3名(うち1名は委員長)にて構成される報酬諮問委員会の審議の結果、相当である旨決議されております。また、この金額には当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。
3. 平成28年6月29日開催の第43回定時株主総会決議に基づき、監査等委員である取締役に対する退職慰労金制度が廃止されました。取締役(監査等委員)2名に対する役員退職慰労引当金は第43回定時株主総会決議前までに費用処理した金額となります。

#### (4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役（監査等委員）相羽洋一氏の兼職先であるしるべ総合法律事務所は、当社と法律顧問契約を締結しております。

取締役（監査等委員）赤堀聰氏の兼職先である赤堀聰税理士事務所は、当社と顧問契約は締結しておらず、その他重要な関係はありません。

取締役（監査等委員）中谷敏久氏の兼職先である監査法人マーキュリーは、当社と顧問契約は締結しておらず、その他重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役 (監査等委員)	谷 口 嘉 孝	同氏は当事業年度に開催された取締役会19回、監査等委員会11回のすべてに出席し、常勤監査等委員の観点から議案、審議において必要に応じ適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	相 羽 洋 一	同氏は当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に、監査等委員会11回のすべてに出席し、弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から取締役会、監査等委員会において必要に応じ適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	赤 堀 聰	同氏は当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に、監査等委員会11回のすべてに出席し、税理士としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から取締役会、監査等委員会において必要に応じ適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	中 谷 敏 久	同氏は当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に、監査等委員会11回のすべてに出席し、公認会計士としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から取締役会、監査等委員会において必要に応じ適宜発言を行っております。

#### (5) 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役である相羽洋一氏、赤堀聰氏及び中谷敏久氏との間で責任限定契約を締結しております。その概要は次のとおりであります。

- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 85百万円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行の状況及び報酬の見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項、第3項に定める同意の判断をいたしました。

2. 会計監査人に対する報酬等の額については、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんのでこれらの合計額で記載しております。

(3) 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

91百万円

(4) 子会社の監査に関する状況

当社子会社のRESORT TRUST HAWAII, LLCは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査等委員の全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等に留意し、每期検討を行い、不再任が妥当と判断した場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (業務の適正を確保するための体制)

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について、以下のとおり決議いたしております。本決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行うこととしており、現在の平成27年6月16日付け決議内容は以下のとおりです。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、確実かつ効率的なコンプライアンスの実践を可能とするため、コンプライアンス総責任者（ＣＣＯ）及び専任部署であるリスク管理部を設置し、企業倫理に則った公正な事業活動及び法令遵守の徹底の強化を図っております。
- ② 当社は、取締役のコンプライアンス違反を防ぐため、会社が情報を把握できるよう社内規程に基づき内部通報制度を構築しております。
- ③ 取締役会は、取締役会規則に従い、取締役の業務運営・職務執行の適法性を確保し、その監督をしております。
- ④ 取締役は、自社の取り扱う事業に関連する法規を認識し、コンプライアンス意識の維持向上を図っております。
- ⑤ 当社は、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告の適正を確保するために必要かつ適切な内部管理体制を整備し、運用しております。
- ⑥ 当社は、企業の社会的責任を自覚し、持続的な発展を確かなものとするため、反社会的勢力との関係を一切遮断し、その実効性の確保に努めるとともに、反社会的勢力に対する基本方針を定め、これを遵守しております。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報、取締役会及び経営会議等の重要な意思決定に関する情報、その他重要な情報（電磁的データを含む）について、社内規程に従って適切に保存及び管理を行っております。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理委員会を設置し、全社的なリスク管理体制を整備しております。
- ② 当社は、自社の取り扱う事業分野に関するリスクを把握し、リスク管理に係る規程の制定及びその遵守を行うとともに、リスク管理に関する従業員教育を行っております。
- ③ 当社は、不測の事態に対する危機管理体制を整備し、適切・迅速な対応により損害を最小限に抑えるよう努めております。
- ④ 当社の各部門は、各自の業務において、その内在するリスクを把握、分析、検討したうえで適切な対策を実施するとともに、リスクが発生し得ると予測される場合には、速やかに取締役に情報が届くような体制を整備いたしております。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務権限、会議体及び会議付議事項の基準を明確化するとともに、各部門の業務分掌を明確にし、意思決定の効率化を図る体制を整備しております。
- ② 当社は、社内規程に基づき取締役会を毎月開催し、経営に関する重要事項について決議し、取締役の監督等を行っております。

- ③ 当社は、取締役会において中期5ヵ年計画、年度予算等の策定をし、全社及びグループの予算・業績管理を実施しております。
- ④ 当社は、全社あるいはグループ全体に影響を及ぼす重要事項について、社内規程に従い、経営会議の開催による検討を経て決定しております。
- ⑤ 経営環境に的確に対応するため、意思決定の迅速化や経営人材の育成を図るために執行役員制度を導入しております。

#### **(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① 当社は、確実かつ効率的なコンプライアンスの実践を可能とするため、コンプライアンス総責任者（CCO）及び専任部署であるリスク管理部を設置し、企業倫理に則った公正な事業活動及び法令遵守の徹底の強化を図っております。
- ② 当社は、使用人に対し企業理念・経営方針を継続的に伝えることにより、法令・社会倫理に基づいた企業行動をとることを徹底させております。
- ③ 当社は、使用人に対し法令遵守のための継続的なコンプライアンス教育を行うとともに、使用人のコンプライアンス違反を防ぐため、会社が情報を把握できるよう、社内規程に基づき内部通報制度を構築しております。
- ④ 当社は、業務運営・職務執行の適法性、効率性を図るため内部監査を実施し、監査指摘事項に従い改善しております。
- ⑤ 当社は、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告の適正を確保するために必要かつ適切な内部管理体制を整備し、運用しております。
- ⑥ 当社は、企業の社会的責任を自覚し、持続的な発展を確かなものとするため、反社会的勢力との関係を一切遮断し、その実効性の確保に努めるとともに、反社会的勢力に対する基本方針を定め、これを遵守しております。

#### **(6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社は、社内規程に基づき、グループ会社の業務の適正を管理するとともに、必要に応じてグループ会社との情報交換を行っております。
- ② 当社は、グループ会社に役職員を派遣することによりグループ会社の業務の適正を確保しております。
- ③ 当社は、グループ会社全体について業務が適正に実施されるよう、内部通報制度の整備を行っております。
- ④ 当社は、監査部が定期的にグループ会社の監査を行い、親会社の取締役会に報告を行っております。

#### **(7) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制**

当社は、グループ法人管理規程を定め、グループ会社が当社に承認を求めるべき事項、グループ会社が当社に報告をすべき事項を、その内容の重要度合に応じて、明確に定めております。

#### **(8) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社は、グループ会社のリスク管理を担当統括する組織として、リスク管理部及びリスク管理委員会を設置し、リスクの状況の把握、評価等を行っております。

**(9) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、当社グループの中期経営計画を策定するとともに、グループ各社において事業計画を策定させ、その進捗状況を毎月確認し、検証しております。

**(10) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

① 当社は、コンプライアンス基本方針を定め、当社グループ会社とも共有し、周知徹底することで、理解と浸透を図っております。

② 当社は、グループ会社におけるコンプライアンスの実効性を確保するため、グループ会社のコンプライアンスを担当統括する組織としてリスク管理部及びリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス総責任者（CCO）を置いております。

**(11) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制**

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会事務局を設置し、専任の監査等委員会スタッフを配置しております。

**(12) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査等委員会は、監査等委員会スタッフの人事異動について事前に報告を受け、必要な場合は人事部門に対し変更を申し入れることができるものといたします。

**(13) 監査等委員会のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会スタッフは、他部署の使用人を兼務せず、監査等委員会に専属することとし、もっぱら監査等委員の指示に従うことにより、監査等委員会スタッフに対する指示の実効性を確保するものといたします。

**(14) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制**

取締役及び従業員は、法定の事項に加え、次の事項について遅滞なく監査等委員会に報告するものといたします。

- イ. 全社的に影響を及ぼす重大事項の決議の内容
- ロ. 内部統制に関する活動報告
- ハ. 内部通報制度の運用状況

**(15) 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制**

当社グループの役職員は、法令等の違反行為を発見した場合は、当該グループ会社の監査役（若しくは代表取締役）に対して報告を行うものとし、報告を受けた者は当社のリスク管理部に報告するものとし、リスク管理部長は、監査等委員会に速やかにその内容を報告するものといたします。

**(16) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、当社グループ会社の役職員も利用可能な内部通報制度を設けており、当該通報を行ったことで不利益な取り扱いを受けることのないことを明記しております。

**(17) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員会の監査の実効を担保すべく、毎年、予算措置をするものとします。その他予算外のものにあつては、監査等委員会の職務に必要な費用を当社が負担するものとしたします。

**(18) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役は、監査等委員会と定期的に意見を交換する等して、経営方針及び会社の対処すべき課題の他、監査上、重要性を認める事項につき、相互の認識及び信頼関係を深め、監査等委員会の監査が実効的に行われるよう努めるものとしております。

**(業務の適正を確保するための体制の運用状況)**

- ① 当社は、企業統治の体制として、監査等委員会設置会社の組織形態を採用し、監査等委員である取締役による監査を実施しております。
- ② 監査等委員（男性5名女性0名）は、5名中4名が社外取締役であり、毎月開催される取締役会に出席しております。経営会議その他の重要な会議について監査等委員である常勤取締役が出席し、公正な経営監視体制をとっております。また監査等委員会は監査等委員以外の取締役（男性13名女性0名）のヒアリングを実施するなどコーポレート・ガバナンスが適正に機能しているか等につきレビューを行っております。
- ③ 監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会事務局を設置し、専任のスタッフ1名を配置して監査等委員会の実効性ある監査・監督活動に資する体制を整備しております。
- ④ 監査等委員である取締役は、監査部が全部門を対象に計画的に実施する業務監査の監査結果について毎月報告を受けるほか、財務報告に係る内部統制の整備やその運用状況の評価結果についても随時報告を受けております。
- ⑤ 監査部は、全部門を対象に計画的な業務監査と財務報告に係る内部統制の評価業務に携わり、その結果を代表取締役社長に報告を行うとともに関係部署に対しても監査結果もしくは評価結果を開示し改善を求めることを通じて内部統制の有効性向上を図っております。同様に、監査部は監査等委員会にその結果を報告するとともに、リスク管理部も交えて、監査等委員会との意見交換を行っております。
- ⑥ 監査部長は監査等委員会の求めに応じて監査等委員会の監査に同行しております。監査等委員会事務局スタッフは、各監査等委員に対して監査上必要な資料のほか、社内の重要な情報についても適宜提供しております。
- ⑦ 当社は経営環境に的確に対応するため、意思決定の迅速化や経営人材の育成を図るために執行役員制度を導入しており、執行役員は男性9名、女性0名（3月末時点）で構成されております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の概要は下記のとおりです。

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えます。

当社は、大規模な買付行為を行う買付者は、株主の皆様のご判断のために、当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会の意見形成や代替案作成のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められるものもないとは言えません。当社はかかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が適切と考える方策をとることも、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

### (2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の取組みを行っております。

#### ① 中期経営計画に基づく取組み

当社グループは、平成25年4月にスタートした中期経営計画「Next40」において、次なるステージでの成長へ向けて、顧客との新たな関係を築き上げるとともに変革のスピードを加速させ、たゆまぬ挑戦を続けていくことを目指しており、今まで培った事業基盤を活かし、更なる成長に向け、グループ力を最大限に発揮した事業の創造・確立を図ってまいりました。

「Next40」の基本戦略は以下の4点を中心としております。

- i 会員制リゾート事業の更なる充実と永続モデル確立
- ii メディカル・シニアライフ事業の拡大
- iii グループ総合力を活かした複合・周辺事業の拡大
- iv 上記3つの事業戦略実現へ向けた人材基盤・グループ力の強化

平成30年4月からの次期中期経営計画についても、現行中期経営計画の基本戦略を踏まえ、更なる企業価値を創造するとともに、業界のリーディングカンパニーに相応しい社会的責任を果たし、中長期的なすべてのステークホルダーの利益の向上を図ってまいります。

#### ② コーポレートガバナンス強化への取組み

当社は、株主をはじめ顧客、取引先、地域社会、従業員すべてのステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレートガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置づけており、企業倫理と遵法を徹底するとともに、内部統制システムを整備し、経営の透明性を確保することに努めています。その一環として、平成27年6月より監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、取締役会は社外取締役4名を含む5名の監査等委員である取締役を新たに加えた構成となり、意思決定の迅速化及び監査等委員会による監査・監督機能のより一層の強化等が図られ、取締役会全体の実効性が高まっております。

ます。

また、平成27年11月にはコーポレートガバナンス強化の一環として新たに東京証券取引所及び当社の独立性基準を満たす独立社外取締役2名を選任して、独立社外取締役を3名とし、取締役の選任・指名及び報酬の決定プロセスに関する透明性、客観性を確保することを目的として、「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」を設置しております。

それぞれの委員会の委員の数は独立社外取締役を過半数とすることとし、委員長は独立社外取締役が務めるものとしております。

今後も中長期的な企業価値の継続的向上のため、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ってまいります。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針では、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、更には当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。従いまして、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、独立委員会の勧告を最大限尊重し、必要かつ相当な範囲内において会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本対応方針の有効期限は、平成31年6月までに終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。但し、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会が本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとします。

(注) 本対応方針の全文はインターネット上の当社ホームページ  
(<http://www.resorttrust.co.jp/>) に掲載しております。

**(4) 本対応方針が、会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由**

① 本対応方針が買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとしております。

② 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付行為がなされた際に、株主の皆様が、大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断するために、必要な情報や時間を確保し、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

③ 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその価値及び利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・継続が当社株主の皆様のご承認を条件としており、当社株主の皆様が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が企業価値ひいては株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

- ④ 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと  
本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相当な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。

本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・継続を行うことはできず、当社株主の皆様のご承認を要します。

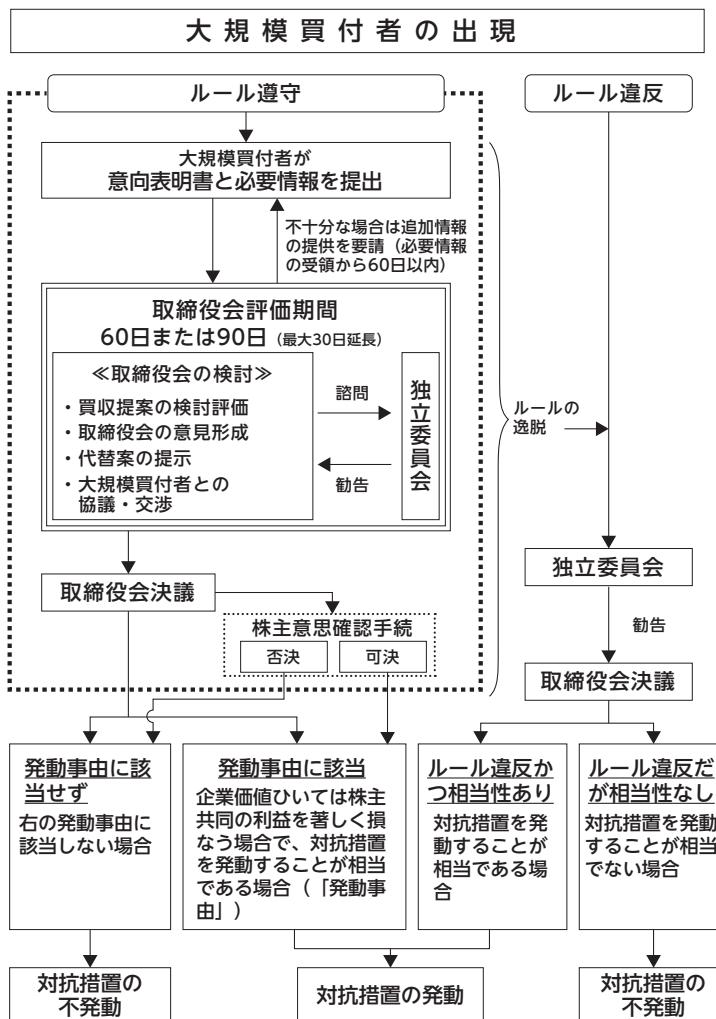
また、大規模買付行為に関して、当社取締役会が、評価・検討、当社取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

- ⑤ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社株式を大量に買い付けた者が、当社の株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。なお、当社の取締役（監査等委員であるものを除きます。）の任期は1年であり、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針の導入によりスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）としての効果が生じることもありません。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

## 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）のイメージ図



(注) イメージ図は、あくまで本対応方針に対する理解を助けることを目的とした参考資料です。本対応方針の詳細については、当社の平成28年5月13日付プレスリリースをご参照ください。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>151,430</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>95,778</b>
現金及び預金	39,063	支払手形及び買掛金	1,401
受取手形及び売掛金	9,437	短期借入金	9,200
有価証券	6,215	一年以内返済予定の長期借入金	4,616
商品	915	一年以内償還社債	250
販売用不動産	15,634	リース債務	662
材料及び貯蔵品	1,317	未払払金	22,786
仕掛販売用不動産	26,931	未払法人税等	3,800
繰延税金資産	4,810	未払消費税等	494
営業貸付金	41,553	前受金	33,532
その他	6,525	前受収益	12,455
貸倒引当金	△974	債務保証損失引当金	123
		その他	6,454
<b>固 定 資 産</b>	<b>270,175</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>207,447</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>155,824</b>	社債	3,450
建物及び構築物	93,810	新株予約権付社債	30,200
機械装置及び運搬具	2,258	長期借入金	50,258
リース勘定	7,585	リース債務	4,402
土地	37,946	預り保証金	102,492
リース資産	4,715	役員退職慰労引当金	2,171
建設仮勘定	4,842	株式給付引当金	1,078
その他	4,663	退職給付に係る負債	1,525
		繰延税金負債	871
<b>無形固定資産</b>	<b>10,391</b>	負のれ	221
ソフトウェア	3,264	その他	10,774
のれ	4,526	<b>負 債 合 計</b>	<b>303,226</b>
その他	2,600	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>103,959</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>110,809</b>
投資有価証券	85,687	資 本	19,588
関係会社株式	1,387	資 本 剰 余 金	22,171
長期貸付金	4,227	利 益 剰 余 金	71,837
退職給付に係る資産	1,125	自 己 株 式	△2,788
繰延税金資産	1,894	その他の包括利益累計額	3,089
その他	10,473	その他有価証券評価差額金	1,007
貸倒引当金	△834	為 替 換 算 調 整 勘 定	2,222
		退職給付に係る調整累計額	△139
<b>資 産 合 計</b>	<b>421,606</b>	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>4,480</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>118,379</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>421,606</b>

# 連結損益計算書

(自平成28年4月1日  
至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	143,541
売上原価	25,878
売上総利益	117,662
販売費及び一般管理費	104,148
営業利益	13,514
営業外収益	
受取利息	2,250
受取配当金	95
受取償却額	120
持分による投資利益	49
助成金収入	54
貸倒引当金戻入額	70
債務保証損失引当金戻入額	40
その他	496
営業外費用	3,176
支払利息	593
為替差損	753
シンジケートローン手数料	26
控除対象外消費税	227
その他	283
経常利益	1,884
特別利益	14,806
段階取得に係る差益	1,334
固定資産売却益	796
投資有価証券売却益	1,174
関係会社株式売却益	4
その他	168
特別損失	3,477
固定資産売却損	1
固定資産除却損	193
減価償却損	1,344
投資有価証券売却損	38
関係会社株式売却損	7
役員退職慰労金	276
寄付金	97
その他	36
税金等調整前当期純利益	1,993
法人税、住民税及び事業税	5,909
法人等調整額	△665
当期純利益	11,046
非支配株主に帰属する当期純利益	35
親会社株主に帰属する当期純利益	11,010

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>129,562</b>	<b>流動負債</b>	<b>78,288</b>
現金及び預金	28,580	買掛金	1,043
受取手形	45	短期借入金	9,200
売掛金	7,010	一年以上返済予定の長期借入金	832
有価証券	6,215	一年以上償還社債	100
商販用不動産	286	リース債	193
原材料	15,634	未払費用	20,396
仕掛販売用不動産	532	未払法人税等	3,580
前払蔵庫	26,931	未払法人税等	2,657
前払費用	244	関係会社預り金	31,868
未収消費税	1,022	預り金	1,100
繰延税金資産	426	前受り	514
短期貸付	3,245	前受り	6,393
短期貸付	37,659	債務保証損失引当	342
短期貸付	2,023	その他	65
短期貸付	△296	<b>固定負債</b>	<b>182,390</b>
<b>固定資産</b>	<b>222,206</b>	社債	2,700
有形固定資産	79,964	新株予約権付社債	30,200
建物	43,715	長期借入金	42,745
構築物	2,345	リース債	1,647
機械及び装置	1,148	退職給付引当金	862
船舶	128	役員退職慰労引当金	2,157
器具及び備品	85	株式給付引当金	1,078
工具・器具及び備品	1,834	長期前受り	353
土地	3,219	関係会社預り金	11,717
建物	21,070	預り保証金	88,550
無形固定資産	5,444	資産除去債	107
借商標	1,515	その他	267
ソフトウエア	16	<b>負債合計</b>	<b>260,678</b>
ソリス利用権	2,902	<b>純資産の部</b>	
その他の資産	3	株主資本	90,083
投資その他の資産	934	資本剰余金	19,588
投資関係	136,798	資本剰余金	22,562
出資会社	85,556	資本準備金	19,236
長期前払年金	30,999	その他資本剰余金	3,325
長期前払年金	0	利益剰余金	50,721
繰延税金	14,717	利益準備金	371
繰延税金	914	その他利益剰余金	50,350
繰延税金	615	特別償却準備金	200
繰延税金	1,118	別途積立金	42,200
繰延税金	2,873	繰越利益剰余金	7,949
繰延税金	140	<b>自己株式</b>	<b>△2,788</b>
繰延税金	△137	評価・換算差額等	1,007
<b>資産合計</b>	<b>351,769</b>	その他有価証券評価差額金	1,007
		<b>純資産合計</b>	<b>91,090</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>351,769</b>

# 損益計算書

(自平成28年4月1日  
至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		106,462
売上原価		22,658
売上総利益		83,803
販売費及び一般管理費		76,315
営業利益		7,488
営業外収益		
受取利息	2,139	
受取証券利息	889	
受取配当金	95	
貸倒引当金戻入額	14	
債務保証損失引当金戻入額	101	
その他の収入	577	3,818
営業外費用		
支払利息	558	
社債償還利息損	7	
為替差損	756	
控除対象外消費税等	115	
その他	294	1,732
経常利益		9,574
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	1,163	
投資有価証券償還益	114	
関係会社株式売却益	1	
新株予約権戻入益	6	
受取損害賠償金	43	1,333
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	76	
投資有価証券売却損	38	
関係会社株式売却損	7	
投資有価証券償還損	33	
役員退職慰労金	276	431
税引前当期純利益		10,476
法人税、住民税及び事業税	3,815	
法人税等調整額	△829	2,985
当期純利益		7,491

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

リゾートトラスト株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福井 淳 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 繁紀 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リゾートトラスト株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リゾートトラスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

リゾートトラスト株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福井 淳 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 繁紀 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リゾートトラスト株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）を重点監査項目と設定し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制（金融商品取引法第193条の2第2項）については、代表取締役社長及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、主要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イ、ロ）の(1)基本方針の概要及び(2)基本方針の実現に資する特別な取組みの概要、並びに(3)当社株式の大規模買付への対応策等については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 事業報告に記載されている「業務の適正を確保するための体制」（内部統制システムに関する取締役会決議の内容）は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はなく、その整備及び運用についても、継続的な改善が図られているものと認めます。
- 四 財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、代表取締役社長から内部統制は「有効」である旨、また、有限責任あずさ監査法人から「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。
- 五 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イ）については、指摘すべき事項は認められません。また、同条第3号ロに定める各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

リゾートトラスト株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	谷 口 嘉 孝 ㊟
常勤監査等委員	林 戸 里 巳 ㊟
監査等委員	相 羽 洋 一 ㊟
監査等委員	赤 堀 聰 ㊟
監査等委員	中 谷 敏 久 ㊟

(注) 監査等委員谷口嘉孝、及び相羽洋一、赤堀聰、中谷敏久は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開等を勘案いたしまして、下記のとおり1株につき23円とさせていただきますと存じます。

なお、先に中間配当金として1株につき23円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき46円となります。

#### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金23円

総額 2,492,432,651円

#### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分については、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,700,000,000円

#### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,700,000,000円

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）13名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（12名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化をはかるため1名増員し、取締役13名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定に当たりましては、代表取締役（2名）及び監査等委員である独立社外取締役（3名）で構成された指名諮問委員会（委員長は独立社外取締役）の審議の結果、相当である旨決議されております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p><b>再任</b> 伊藤 與朗 (昭和15年3月29日)</p>	<p>昭和48年4月 当社代表取締役社長 平成8年5月 同 CEO (最高経営責任者) (現任) 平成11年4月 同 代表取締役会長 (現任)</p>	2,922,616株
	<p>〔取締役候補者とした理由〕 昭和48年に伊藤勝康氏と当社を設立以来、コア事業である会員権事業を業界No.1に成長させるなど、当社グループの発展に大いに寄与するとともに、一般社団法人日本リゾートクラブ協会の会長を長年務めるなど、リゾート業界全体を牽引する役割も担っております。また、会員制の検診事業をいち早く立ち上げメディカル事業へ参入するなど先見性にも秀でており、当社ブランドを体現する存在としてグループ全体をリードしております。 これら豊富な経験と実績、及び強力なリーダーシップは、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
2	<p><b>再任</b> 伊藤 勝康 (昭和18年6月28日)</p>	<p>昭和48年4月 当社常務取締役 昭和55年9月 同 専務取締役 平成5年7月 同 代表取締役副社長 平成8年5月 同 COO (最高執行責任者) (現任) 平成11年4月 同 代表取締役社長 (現任)</p>	787,312株
	<p>〔取締役候補者とした理由〕 昭和48年に伊藤與朗氏と共に当社を設立以来、公認会計士及び不動産鑑定士として、その知識と経験を遺憾なく発揮し、当社の発展に大いに寄与しております。平成11年4月以降は代表取締役社長を務め、伊藤與朗氏と共に当社ブランドを体現する存在としてグループ全体をリードしております。 これら豊富な経験と実績、及び強力なリーダーシップは、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	再任 かわさきのぶひこ 河崎 信彦 (昭和30年9月21日)	平成 2 年 6 月 当社取締役 平成 3 年 1 月 同 ホテルレストラン運営本部長 平成 8 年 4 月 同 常務取締役 平成15年10月 同 シティホテルレストラン事業本部長 平成20年 4 月 同 ホテルレストラン開発事業本部長 平成21年 4 月 同 ホテルレストラン事業本部長 平成21年 6 月 同 専務取締役 平成26年 4 月 同 取締役副社長 (現任) 同 ホテルレストラン本部長 (現任)	290,100株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>当社会員制事業にて営業を10年経験後、ホテルレストラン事業にてホテル運営に携わり、5年先、10年先を見据えて顧客のアフターフォローを行うリゾート営業部を立ち上げるなど、顧客との関係構築、開拓等に努めた経営を推進しております。「素直に、謙虚に、驕らず」をモットーに、社員教育（フォローアップ研修や女性幹部研修など）を行い、芯の通った経営を目指しております。これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
4	再任 ふしみのありよし 伏見 有貴 (昭和40年8月19日)	平成 15 年 10 月 当社経営企画室長 平成 17 年 6 月 同 取締役 平成 18 年 7 月 同 経営企画・広報部門管掌兼広報部長 平成 19 年 7 月 同 メディカル事業本部長 平成 25 年 6 月 同 常務取締役 平成 26 年 4 月 同 専務取締役 同 メディカル本部長 (現任) 平成 28 年 5 月 同 取締役副社長 (現任)	150,000株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>会員制本部、ホテルレストラン運営本部、新規事業開発部・経営企画室・広報部の経験を有し、現在メディカル本部長として、多様な部門の経験を踏まえた当社グループのシナジーを最大限活かす経営を行っております。また、ES・CS、プロセス、そして業績をバランス経営することにより、当社ブランドの向上を意識し、中長期的な視点からのサステナブル経営を常に目指しております。これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	再任 伊藤 正昭 (昭和23年1月29日)	平成11年4月 当社開発本部長 平成11年6月 同 取締役 平成15年10月 同 開発部門管掌 平成17年6月 同 常務取締役 平成18年1月 同 開発部門兼購買部門管掌 平成21年4月 同 開発部門管掌(現任) 平成21年6月 同 専務取締役(現任)	35,302株
	〔取締役候補者とした理由〕 当社グループの開発部門総責任者として、長年国内外における多数のプロジェクトに携わっております。M&Aや不動産開発分野ならびに建設分野に関するソフト・ハード面での深い知見及びそれらにおける、ファイナンス・プランニング・デザイン・マネジメントに関する豊富な知識・経験を有しております。 これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
6	再任 新谷 敦之 (昭和30年6月15日)	平成9年4月 当社会員制事業本部名古屋支社長 平成10年6月 同 取締役 平成11年6月 同 会員制事業本部東京支社長 平成15年10月 同 常務取締役 平成24年11月 同 会員制事業本部東京支社長兼横浜支社長 平成26年4月 同 会員制本部副本部長兼東京支社長兼横浜支社長  平成28年5月 同 会員制本部副本部長兼東京支社長 平成28年5月 同 専務取締役(現任) 同 会員制本部部長兼東京支社長(現任)	173,000株
	〔取締役候補者とした理由〕 東京支社へ赴任以来、一貫して会員制事業の関東市場を担当、施設開発と合わせて、関東圏での当社シェア、知名度はもとより売上げ拡大に注力し、赴任前年と比較して関東圏の契約高を5倍へ伸長させた実績を有しております。また、中長期的な企業価値の向上のためには人材教育が特に重要と認識し、部下の存在や働きがあって上長が存在できることを幹部教育の根拠として、その浸透に努めております。 これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	<p>再任</p> <p>うちやま としひこ 内山 敏彦 (昭和22年8月4日)</p>	<p>平成 3年10月 当社ホテルレストラン運営本部料理統轄部長</p> <p>平成 4年 6月 同 取締役</p> <p>平成15年10月 同 常務取締役 同 料理購買部門管掌</p> <p>平成18年 1月 同 料理飲料部門管掌 (現任)</p> <p>平成26年 4月 同 専務取締役 (現任)</p>	135,130株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>当社創業間もない時期より料飲部門の総括に携わり、現在の料飲評価と料飲における「ハイセンス・ハイクオリティ」の理念実現の礎を築いた実績を有しております。また、内山敏彦氏の長年にわたるヨーロッパでの経験により磨かれた感性は、当社施設運営に大きく貢献しておりますが、早期よりソムリエ等の育成にも尽力し、当社が有するソムリエの在籍者数は日本有数となります。これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
8	<p>再任</p> <p>いうち かつゆき 井内 克之 (昭和35年5月21日)</p>	<p>昭和58年 4月 株式会社富士銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行</p> <p>平成24年 4月 同 執行役員 名古屋中央法人部 部長</p> <p>平成25年 6月 当社入社</p> <p>平成25年 6月 同 執行役員・業務部門副管掌兼業務部門業務担当</p> <p>平成26年 4月 同 常務執行役員・業務部門副管掌兼業務部門業務担当</p> <p>平成26年 6月 同 常務取締役 (現任) 同 業務部門副管掌 (現任)</p>	5,400株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>みずほフィナンシャルグループにて約30年、人事、経営企画、営業、官庁 (旧大蔵省国際金融局) 出向を経験し、豊富な金融知識を有するだけでなく、人事・経営企画・グループ会社管理といった主要な内部管理業務を幅広く経験するほか、3カ店の営業店長として、大組織をまとめるマネジメント経験も豊富に有しており、当社におきましても、業務部門の副管掌として、4年の勤務経験を有しております。</p> <p>これらの幅広い経験や知見は、金融機関との緊密な協力関係を構築・発展させていくと共に、外部目線をも有する業務執行取締役として、当社の中長期的な企業価値向上にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	<p>再任 たかぎ なおし 高木 直 (昭和38年5月27日)</p>	<p>平成9年4月 当社会員制事業本部名古屋支社第一事業部長                      平成15年6月 同 会員制事業本部名古屋支社長                      平成17年6月 同 取締役                      平成26年4月 同 会員制本部名古屋支社長                      平成28年5月 同 常務取締役(現任)                      同 会員制本部副本部長兼名古屋支社長(現任)</p>	30,000株
<p>[取締役候補者とした理由]                      当社入社以来32年間、本社所在地の名古屋地区で会員制事業の営業に携わり、主として中部圏の当社シェア、当社ブランドのさらなる向上に努めて参りました。また、現在は名古屋支社長として、若い社員を中心とした人材育成に特に注力し、当社グループの中長期的な企業価値向上を目指した経営を推進しております。                      これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
10	<p>再任 かわぐち まさひろ 川口 眞弘 (昭和38年5月6日)</p>	<p>昭和59年7月 当社入社                      平成19年7月 同 会員制事業本部大阪支社長                      平成21年4月 同 執行役員・会員制事業本部大阪支社長                      平成26年4月 同 執行役員・会員制本部大阪支社長                      平成26年6月 同 取締役(現任)                      同 会員制本部大阪支社長                      平成28年5月 同 会員制本部横浜支社長(現任)</p>	84,064株
<p>[取締役候補者とした理由]                      会員制事業の大阪支社・東京支社にて長年営業に携わり、営業部門の幅広い知見と、豊富な経験を有しております。また、当社ブランドのさらなる向上を主眼に、顧客へ感動のご提供と、洗練された社員や組織の育成を経営の核として、強いリーダーシップを発揮して職務を遂行しております。                      これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
11	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div> おぎの しげとし <b>荻野 重利</b> (昭和33年7月5日)	昭和56年4月 当社入社 平成11年6月 同 会員制事業本部大阪支社長 平成16年3月 同 エクシブ事業本部 グランドエクシブ浜 名湖総支配人 平成19年7月 同 執行役員・シティホテルレストラン事業 本部 東京ベイコート倶楽部開業準備室長 平成20年4月 同 執行役員・シティホテルレストラン事業 本部 ベイコート倶楽部事業部長兼東京ベイ コート倶楽部総支配人 平成24年12月 同 執行役員・ホテルレストラン事業本部副 事業本部長 平成26年4月 同 執行役員・ホテルレストラン本部副本部 長 平成27年6月 同 取締役(現任) 平成27年10月 同 ホテルレストラン本部副本部長兼エクシ ブ第二事業部長 平成28年4月 同 ホテルレストラン本部副本部長(現任)	64,672株
<p>〔取締役候補者とした理由〕            会員制事業にて20年強の営業経験を経た後、新規会員制ホテル及び新規ゴルフ場の開業・運営に携わりホテル経営の実績を重ねて参りました。平成26年にホテルレストラン本部の副本部長となった後、当社の今後の海外展開戦略において重要な役割を担うカハラホテル買収後の現地責任者として強いリーダーシップを発揮し、スムーズな承継を実現した実績を有しております。これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
12	<p><b>新任</b> ふるかわ てつや 古川 哲也 (昭和45年7月21日)</p>	<p>平成5年4月 三井不動産株式会社入社                      平成18年2月 株式会社アドバンスト・メディカル・ケア代表取締役(現任)                      平成18年7月 株式会社ハイメディック取締役(現任)                      平成25年6月 株式会社iMedical代表取締役(現任)                      平成25年10月 当社 執行役員 メディカル事業本部副事業本部長兼ミッドタウン事業部長                      平成26年4月 同 執行役員 メディカル本部副本部長兼ミッドタウン事業部長兼ハイメディック事業部長                      平成28年1月 株式会社H&amp;Oメディカル代表取締役(現任)                      平成28年4月 株式会社厚生代表取締役(現任)                      平成29年1月 当社 執行役員 メディカル本部副本部長兼ハイメディック事業部長(現任)                      平成29年3月 セントメディカル・アソシエイツ合同会社職務執行者(現任)</p>	10,000株
<p>〔取締役候補者とした理由〕                      メディカル新規事業の立ち上げ担当として、一般向けヘルスケア事業を軌道に乗せ、当社メディカル事業の拡大に寄与するとともに、メディカル本部副本部長として、メディカル新規事業の創出と会員制メディカルクラブをはじめとする既存事業の成長を実現しております。また、当社グループ企業各社の代表取締役を歴任しており、十分な経営経験を有しております。マネジメントにおいては、早くからダイバーシティに力を入れ、女性管理職を多数育成するなど人材育成の実績も有しております。これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展に大いに寄与すると考えられることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
13	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <small>のなか</small> 野中 ともよ (昭和29年6月18日)	昭和62年4月 中京女子大学(現至学館大学)客員教授(現任) 平成7年1月 大蔵省(現財務省)財政制度審議会委員 平成14年3月 アサヒビール株式会社取締役 平成14年6月 三洋電機株式会社取締役 平成15年1月 文部科学省 中央教育審議会委員 平成17年6月 三洋電機株式会社代表取締役会長 平成17年7月 公益財団法人 日本生産性本部 日本経営品質賞委員会委員(現任) 平成20年8月 NPO法人ガイア・イニシアティブ代表(現任)	0株
<p>〔社外取締役候補者とした理由〕            日本放送協会(NHK)等の番組メインキャスターを務めるなど、フリージャーナリストとして外部の目線での企業経営に必要な、政治・社会・環境等の幅広い見識を有しておられるだけでなく、上場会社を含む企業の取締役等の役員を多数歴任され、実際の企業経営の多様な経験と実績を有しております。また、沖縄県久米島観光大使をはじめ、様々な地方自治体の観光大使も務め、観光業にも広い見識を有しております。            これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展に大いに寄与すると考えられることから、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注)
1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 古川哲也氏及び野中ともよ氏を除く取締役候補者は、現在当社の取締役であり、その重要な兼職の状況につきましては、事業報告「4.会社役員に関する事項(2)重要な兼職の状況」(17頁から18頁まで)をご参照ください。
  3. 野中ともよ氏は、社外取締役候補者であります。
  4. 野中ともよ氏が社外取締役に就任したときには、期待された役割を十分に発揮できるよう野中ともよ氏と責任限定契約を締結する予定であります。  
 なお、その契約内容の概要は次のとおりです。
    - ・取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
    - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
  5. 当社は、野中ともよ氏が選任された場合は、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

## 【ご参考】「独立社外取締役の独立性に関する基準」

- (1) 当社における独立社外取締役の独立性に関する基準は下記の通りとし、いずれにも該当しない者は独立性を有するものと判断する。
- 1 当社及び連結子会社の業務執行取締役および執行役員等の重要な使用人である者。
  - 2 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）、又はその業務執行者である者。
  - 3 当社を主要な取引先※とする者、又はその業務執行者である者。
  - 4 当社の主要な取引先※、又はその業務執行者である者。
  - 5 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として、当社又は連結子会社の監査業務を担当している者。
  - 6 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家。  
ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者。
  - 7 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者。
  - 8 当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者。  
ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者。
  - 9 過去3年間において、上記2から8のいずれかに該当していた者。
  - 10 上記1から9のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の二親等内の親族。
  - 11 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者。
- ※ 「主要な取引先」とは、直近の事業年度の年間連結売上高が2%を超える場合をいう。
- (2) (1) の基準に加え、当社取締役の法令順守や経営管理に対する監査・監督に必要な幅広い知識と豊富な経験を有することを独立社外取締役選任の目安とする。

### 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、監査等委員である取締役候補者の選定に当たりましては、代表取締役（2名）及び監査等委員である独立社外取締役（3名）で構成された指名諮問委員会（委員長は独立社外取締役）の審議の結果、相当である旨決議されております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>再任</p> <p>谷口 嘉孝 （昭和13年3月30日）</p>	<p>昭和33年7月 愛知県入庁</p> <p>平成4年4月 同 豊田事務所長</p> <p>平成8年4月 同 西三河事務所長</p> <p>平成10年4月 愛知県森林公園協会専務理事</p> <p>平成11年4月 財団法人愛知県公園協会専務理事</p> <p>平成13年6月 名古屋競馬株式会社常勤監査役</p> <p>平成16年6月 当社 常勤社外監査役</p> <p>平成27年6月 同 社外取締役[監査等委員](常勤) (現任)</p>	16,000株
	<p>〔社外取締役候補者とした理由〕</p> <p>長年の行政実務により培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、約13年に渡って当社の監査役及び監査等委員である取締役として有益なご指摘等頂くなど、当社経営の健全性確保に貢献されています。</p> <p>直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断しておりますため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
2	<p>再任</p> <p>相羽 洋一 （昭和21年4月13日）</p>	<p>昭和54年4月 名古屋地方裁判所判事補</p> <p>昭和57年4月 大津地方・家庭裁判所判事補</p> <p>昭和60年4月 弁護士登録（名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）所属）</p> <p>大脇・鷲見合同法律事務所勤務（現しるべ総合法律事務所）</p> <p>平成2年4月 同事務所 パートナー弁護士</p> <p>平成15年6月 当社 社外監査役</p> <p>平成21年4月 同事務所 代表パートナー弁護士（現任）</p> <p>平成27年6月 当社 社外取締役[監査等委員] (現任)</p>	0株
	<p>〔社外取締役候補者とした理由〕</p> <p>弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、また、約14年に渡って当社の監査役及び監査等委員である取締役として、法的側面からの視点を加えて有益なご指摘等頂くなど、当社経営の健全性確保に貢献されています。</p> <p>直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断しておりますため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p>再任</p> <p>あかほり さとし 赤堀 聡 (昭和19年6月11日)</p>	<p>昭和62年7月 名古屋中税務署勤務 昭和63年7月 名古屋国税局勤務 平成5年7月 岐阜北税務署副署長 平成13年7月 札幌北税務署長 平成14年7月 熱田税務署長 平成15年9月 税理士事務所開設 平成19年6月 マスプロ電工株式会社社外監査役 平成21年6月 当社 社外監査役 平成27年6月 同 社外取締役[監査等委員] (現任)</p> <p>〔社外取締役候補者とした理由〕 税理士としての専門的な知識・経験等のほか他社の社外監査役経験を有しており、また、約8年に渡って当社の監査役及び監査等委員である取締役として税務の視点を加えた有益なご指摘を頂くなど、当社経営の健全性確保に貢献されております。 直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断しておりますため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	0株
4	<p>再任</p> <p>なかたに としひさ 中谷 敏久 (昭和37年3月10日)</p>	<p>昭和61年4月 監査法人朝日新和会計社 (現有限責任あずさ監査法人) 入所 平成元年3月 公認会計士登録 平成24年6月 有限責任あずさ監査法人 退所 平成24年8月 税理士登録 平成24年10月 監査法人マーキュリー代表社員 (現任) 平成26年6月 当社 社外取締役 平成27年6月 同 社外取締役[監査等委員] (現任)</p> <p>〔社外取締役候補者とした理由〕 公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等を有しており、また約3年に渡って、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役として会計や税務の視点を加えた有益なご指摘や率直なご意見を頂くなど、当社経営の健全性確保に貢献されております。 直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断しておりますため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <small>おかだ よしたか</small> <b>岡田好生</b> (昭和24年5月14日)	昭和47年4月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行） 入行 平成7年3月 同 白山支店支店長 平成9年4月 同 検査部主任検査役 平成12年9月 愛知タイヤ工業株式会社取締役管理部長 平成16年4月 同 取締役管理本部長 平成19年7月 当社 入社 平成19年7月 同 監査室長 平成23年6月 ジャストファイナンス株式会社 出向 平成23年6月 同 統轄部長（現任）	14,000株
<p>〔取締役候補者とした理由〕            銀行勤務27年間のうち、調査・企画・秘書・検査等の本部の基幹業務を通算8年経験し視野を広げるとともに見識を深めるかたわら、支店経営にも通算10年間携わりました。のち、一般企業に転じ、7年間にわたり管理・企画担当の取締役を務め、会社経営の一翼を担いました。その後、当社の監査室長として法令遵守の風土の定着化に傾注したのち、子会社であるファイナンス会社の統轄部長として経営を補佐いたしました。            これらの豊富な経験に裏打ちされた卓識を当社におけるコーポレート・ガバナンスの強化に結びつけるべく、取締役監査等委員への選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 谷口嘉孝氏、赤堀聰氏、中谷敏久氏及び岡田好生氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、相羽洋一氏と当社との特別の利害関係につきましても、事業報告「4.会社役員に関する事項（4）社外役員に関する事項①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係」（19頁）をご参照下さい。
2. 谷口嘉孝氏、相羽洋一氏、赤堀聰氏及び中谷敏久氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が会社の社外取締役又は監査等委員である取締役に就任してからの年数について
- (1) 谷口嘉孝氏が監査等委員である取締役（社外取締役）に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年であります。
- (2) 相羽洋一氏が監査等委員である取締役（社外取締役）に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年であります。
- (3) 赤堀聰氏が監査等委員である取締役（社外取締役）に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年であります。
- (4) 中谷敏久氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって3年であり、監査等委員である取締役（社外取締役）に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年であります。

4. 当社は、取締役（監査等委員） 谷口嘉孝氏、赤堀聰氏及び中谷敏久氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。各氏が選任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
5. 相羽洋一氏、赤堀聰氏及び中谷敏久氏の重要な兼職の状況につきましては、事業報告「4.会社役員に関する事項（2）重要な兼職の状況」（17頁）をご参照ください。
6. 当社は、相羽洋一氏、赤堀聰氏及び中谷敏久氏との間で責任限定契約を締結しております。その概要につきましては、事業報告「4.会社役員に関する事項（5）責任限定契約の概要」（19頁）をご参照ください。
7. 当社は、相羽洋一氏が所属するしるべ総合法律事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、その年間取引金額の割合は当社及びしるべ総合法律事務所の売上高の1%未満と僅少であり、独立性に影響を及ぼすものではありません。
8. 中谷敏久氏が代表社員を務める監査法人マーキュリーは、アール・エフ・エス(株)から業務委託料を受けております。本年も業務委託料を受ける予定であります。

**第4号議案** 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金贈呈の件  
 本総会終結の時をもって、取締役を退任されます江幡幸久氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める「役員退職慰労金贈呈規程」に基づき、当社所定の基準による相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。退任取締役の略歴は次のとおりです。

氏名	略歴
えばた ゆきひさ 江幡 幸久	平成 8 年 6 月 当社 取締役 平成 11 年 4 月 同 常務取締役 平成 21 年 6 月 同 専務取締役 平成 26 年 4 月 同 取締役副社長（現任）

**第5号議案** ストックオプションとしての新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、次の要領により、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員並びに関係会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、並びに会社法第361条に基づき、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する金銭でない報酬等として割り当てる新株予約権の算定方法の承認を求める議案のご承認をお願いするものであります。

また、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は12名となります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員並びに関係会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社株主との利害の共有化により当社グループの企業価値の一層の増大を図ることにより、株主価値の向上を意識したグループ経営を推進することを狙いとして、ストックオプションの目的で当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員並びに関係会社の取締役及び従業員に対し、無償にて新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員並びに関係会社の取締役及び従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式1,100,000株を上限（うち当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対しては650,000株を上限）とする。

なお、下記(3)により各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下同じ。）株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

11,000個を上限（うち当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対しては6,500個を上限）とする。

なお、各新株予約権の目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、新株予約権の割当日後、当社普通株式の分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または併合が行われる場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとする。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた価額（1円未満の端数は切り上げる。以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。但し、当該行使価額が新株予約権割当日の前営業日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値をもって行使価額とする。

新株予約権割当日後、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に、時価を下回る価額で新株発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。但し、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、他の種類株式の普通株主への無償配当、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他の場合であって行使価額の調整が必要であると当社が判断する場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

平成29年11月1日から平成34年6月28日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権の一部行使は認められない。
- ② 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または関係会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位にあることを要する。
- ③ 上記②にかかわらず、新株予約権者が、新株予約権の権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が権利を行使できるものとする。
- ④ その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定めるものとする。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会（株主総会決議を要しない場合には取締役会）で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会（株主総会決議を要しない場合には取締役会）で承認されたとき、または当社普通株式を全部取得条項付種類株式とする定款変更が行われ、当該全部取得条項付種類株式の全部を取得する議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 組織再編行為の際の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

- ② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。
  - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使価額に上記②に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ④ 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
  - ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (10) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
- (11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (12) 取締役会への委任  
新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される当社取締役会の決議をもって決定する。
- (13) 新株予約権の公正価額の算定方法  
新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。
- ※参考 平成29年3月末日現在における、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正価額は、243円/株となります。

以 上

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、パソコンまたは携帯電話により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com>



- (2) 行使期限は平成29年6月28日(水曜日)午後5時です。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

### 2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

以 上





# 株主総会会場ご案内図

会場：ウェスティンナゴヤキャッスル 2階 「天守の間」  
名古屋市西区樋の口町3番19号  
TEL (052) 521-2121



交通：地下鉄 鶴舞線 「浅間町」 駅①番出口 徒歩約10分

開催場所は昨年同様となります。一昨年末までの開催場所とは異なりますので、ご来場の際には、お間違いのないようお願いいたします。

また、一昨年までご用意しておりました軽食の取りやめに伴い、本年も昨年同様、粗品と一緒に、ホテルトラスティ（一般ホテル）でお支払いの一部としてご利用いただける利用券を配布させていただくことを予定しております。